

25 釜上自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 釜上神社周辺一帯(那珂湊市)
- (2) 指 定 昭和54年12月1日(茨城県告示第1711号)

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、太平洋から内陸西側へ約4キロメートル離れた、海拔約30メートルの小高く突き出した台地で、海退の結果できたもので、内陸部に位置するところで広範囲に亘って地質が崖状に露呈し外観できるものは、まれであり学術上貴重な地域である。

また、地質が洪積統から成立し、第3系の凝灰岩質砂岩を基盤岩とし、その上に風成砂が乗っており、地質的に保水力を有しているため、本県では筑波山、県北山地に見られる陰地性植物のイワタバコが群落をなして海岸近くで生育していることはまれである。又、北海道南部海岸に生育し、本県では県北の海岸にしか見られない希少なラセイタソウも生育している。

さらに、本県が植生分布の北限にあたるタブノキ及びヒイラギが大木となって多数生育しているところは当地域から以北には見られず、学術的にも価値のある自然環境を形成している貴重な地域であるため保全する必要がある。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第3条第1項第3号及び第5号に規定する「地形、地質の特異性のある区域」「植物の自生地」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植生

本地域の植生を大別すると、神社周辺のタブノキを主とする暖地性常緑樹と台地のアカマツ、クロマツの針葉樹及び林縁部のクヌギ、コナラなどの混交林からなっている。

神社附近にはタブノキ、クロマツ、モチノキ、スギが生育して古木にノキシノブ(シダ類)やウメノキゴケ(地衣類)が着生して湿度の高いことを示している。

高木層にタブノキ、スギ、シラカシなど、亜高木層にサカキ、ヒイラギ、イヌツゲ、シロダモ、タブノキ、ヤブツバキ、シラカシ、サカキ、低木層にアオキ、ヒサカキ、ヒイラギ、イヌツゲ、ムラサキシキブなど植種も豊富に生育し、中でもタブノキと並びヒイラギの高木は関東地方では比較的少なく希少価値を有している。

草本層にはダケゼリ、ヒヨドリバナ、ヤブコウジ、オオバジャノヒゲ、シロダモ、イタチシダ、サルトリイバラ、テイカカズラ、イタビカズラ、イワタバコ、ウワバミソウなどで地形的には、海退の結果できたことから、ラセイタソウ、コモチシダ、ハマゴウ、トベラ、オニヤブソテツなどの海浜植物が群落をなし、また、海岸によく見られるキリンソウ、ツルナの生育は、以前、海に面していたことを示している。

特に、神社の東側及び北東側の岩壁には、3メートル径の大きさにイワタバコが群生しており、その尾根にはタブノキ、ヒサカキが生い茂っている。

一方台地は、アカマツ、クロマツを高木層に、亜高木層にはコナラ、エノキ、ヤマウルシ、ネジキ、ヌルデ、シラカシ、低木層にはミツバアケビ、フジ、ガマズミ、カラハナソウなどが生育している。特にカラハナソウは、多年草の植物で一般には山地に多く北海道、中部地方以北に分布するもので、本地域のような平地に生育しているのは珍しい。

イ 野生動物

水田の広がる地域の中で低台地となって、常緑樹及び広葉樹の森林であることから、渡り鳥の絶好の休息地、採食地となって、カイツブリ類、シギ類、チドリ類などが見られる。チョウ類も個体数が多く、アオスジアゲハ、キアゲハが目立ち、森林が安定しているためその他の昆虫類の種類や個体数が多い。

ウ 地形、地質、自然現象

本地域は、阿武隈山地南端より数キロメートル南方に広がる台地で、一般に那珂台地と呼ばれている。この附近の地形は古東京湾内の堆積物がローム層におおわれ、海退の結果出来たものと考えられる。

地質は、洪積統から成立して第三系の凝灰岩質砂岩を基盤岩にその上に風成砂が乗っている。

この地層に水分を含むと保水力があるため、適度な湿度を維持することから地域特性ある植物が生育する自然環境を形成している。

気候は、海に近いために1～2月の冬季でも気温は3℃と暖かくまた、7～8月は23℃前後と涼しい地域で降水量も年平均1,385mm程度となっている。

(3) 区域

ア 区域の概要

本地域は、那珂湊市街地から日立方面に向う西側台地で常緑樹とアカマツ林及び混合林の森林地域とする。

イ 位置及び区域

茨城県那珂湊市大字部田野の一部(別図のとおり)

(4) 自然環境保全に関する基本的な事項

ア 保全すべき自然環境の特質

本地域は、那珂台地と呼ばれ、台地は細長く水田に突出して地形、地質に特異性を有している。林相は、タブノキを主とする暖地性常緑樹とアカマツ、クロマツの針葉樹及びクヌギ、エノキなどの混交林からなり、植生上からみても特殊な自然環境を形成している。

古来、当地は海に面していたものと思われ、海退の結果、出来ている。地質は、洪積統からなり

第三系(氷河時代より前の時代)を基盤岩としているため、凝灰岩質砂岩があり、その上に風成砂が乗っている。従って、保水力を有し陰地性植物など特殊な植物が生育する環境を形成している。

特色ある植物としては、イワタバコ、ウワバミソウなどのほか、タブノキの大木が生育している。この種は、本来関東地方以西に分布するもので本県は、植生分布からみて北限にあたり旭村以南の海岸近くの崖に生育しているが個体数は少ない。また、ヒイラギの高木も関東地方には比較的少なく、珍しい植物と言える。さらに、特異な地質を有していることからラセイタソウ、コモチシダ、メヤブソテツなどの海浜植物が群落をなし生育している。

イワタバコは神社周辺の岩壁に3メートル径に及ぶ広さで群生している。この種は、谷間に湿った岩壁に生育するもので、県内では筑波山、県北山地に見られ、低地で、しかも海岸に近い当地に生育していることに希少価値を有している。

ラセイタソウは、多年草の植物で本州北部、北海道南部の海岸に面して生育していることから、この地が以前海岸に接していたことを示している。また、カラハナソウも多年草の植物で北海道、関東、中部地方以北の山地に分布するものであり、平地に生育しているなど温帯、暖帯両地方の特色ある植物が確認され、良好な自然環境を形成している貴重な地域であることから積極的に維持・保全を図る。

イ 権利制限関係等の概要

特記事項なし

ウ 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

保全地域のうち、地形、地質のなかで崖上に露呈している部分及びタブノキを主にヒサカキ、シラカシ、ヒイラギ、イヌツゲ、シロダモ、ヤブツバキなどの常緑樹を中心とし、地形、地質の特異性から生育しているラセイタソウ、コモチシダ、メヤブソテツなどの海浜植物群落地、さらには、神社周辺の岩壁に生育するイワタバコの群生地を含めて植生上、自然度の高い土地の区域を特別地区に指定し、自然環境の保全に努める。

このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

エ 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病害虫防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位置及び区域	面 積	土地所有別面積	摘 要
釜上自然環境 保 全 地 域 特 別 地 区	茨城県那珂湊 市大字部田野 字神場 2 2 3 5 番地 の全部	0.11	民有地 0.11ヘクタール	地形、地質の特異性及びタブノキを主にイワタバコ、ラセイタソウ、コモチシダなどの海浜植物を中心とし保全を図る。

総括表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別 面積(h a)	—	—	0.11	—	—	6.79	—	—	6.90
地区別面積 (h a)	0.11			6.79			6.90		
地区別比率 (%)	2			98			100		

(6) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動物保護地区は次のとおりとする。

該当なし

イ 茨城県自然環境保全条例第6条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
茨城県那珂湊市大字部田野 字神場2235番地の全部	択伐(択伐率, 現在蓄積 の30%以内)とする。	0.11	民有地 0.11ヘクタール

特別地区内不要許可木竹伐採総括表

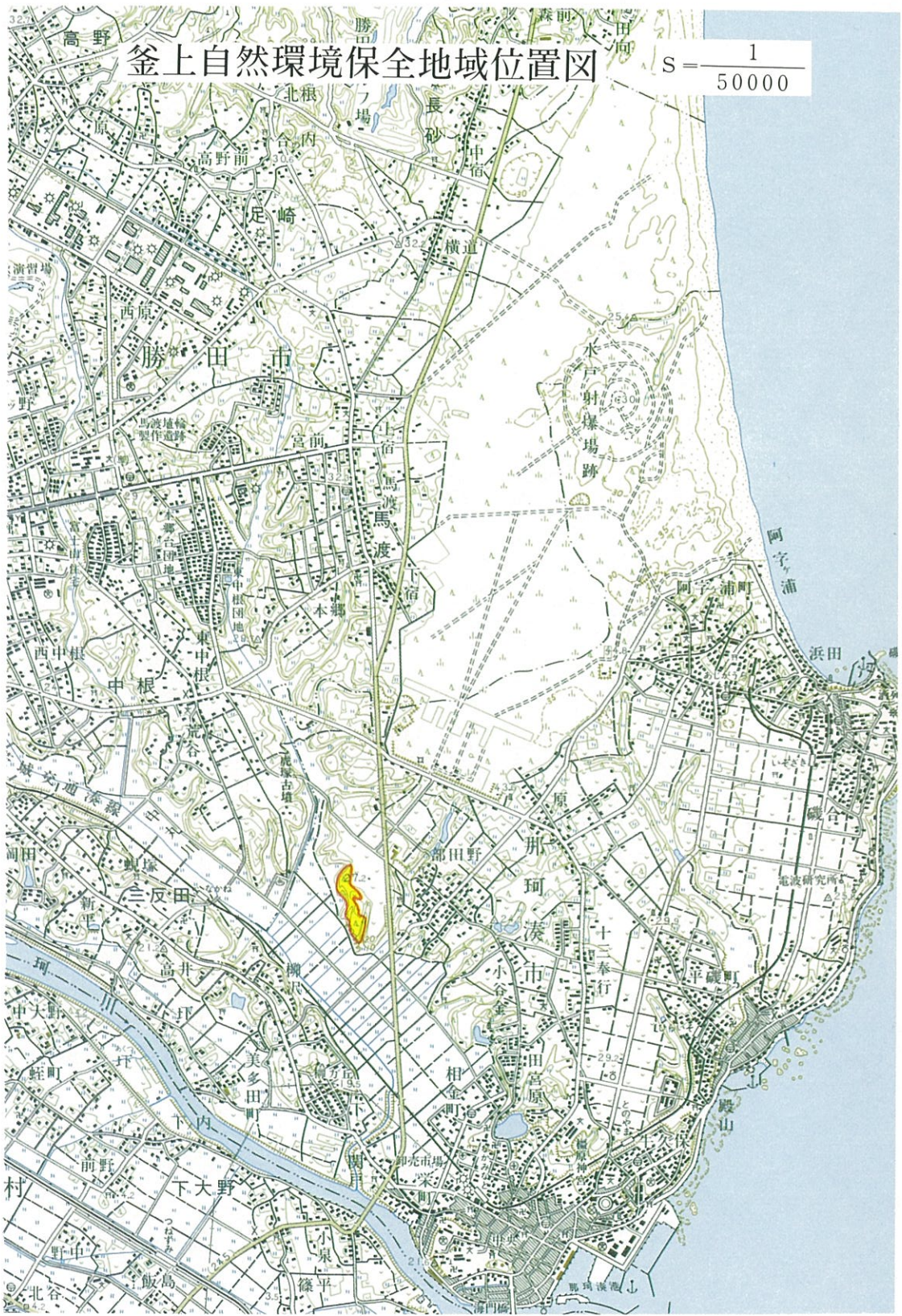
伐 採 方 法・ 限 度	禁 伐 等			30%以内択伐等			そ の 他 の 方 法 ・ 限 度			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土 地 所 有 別 面 積 (h a)	—	—	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	0.11
方 法 ・ 限 度 別 面 積 (h a)	—	—	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	0.11
方 法 ・ 限 度 別 比 率 (%)				100						100		

ウ 同条例第6条第4項第7号に規定する汚廃水の排出の規制に係る湖沼又は湿原

該当なし

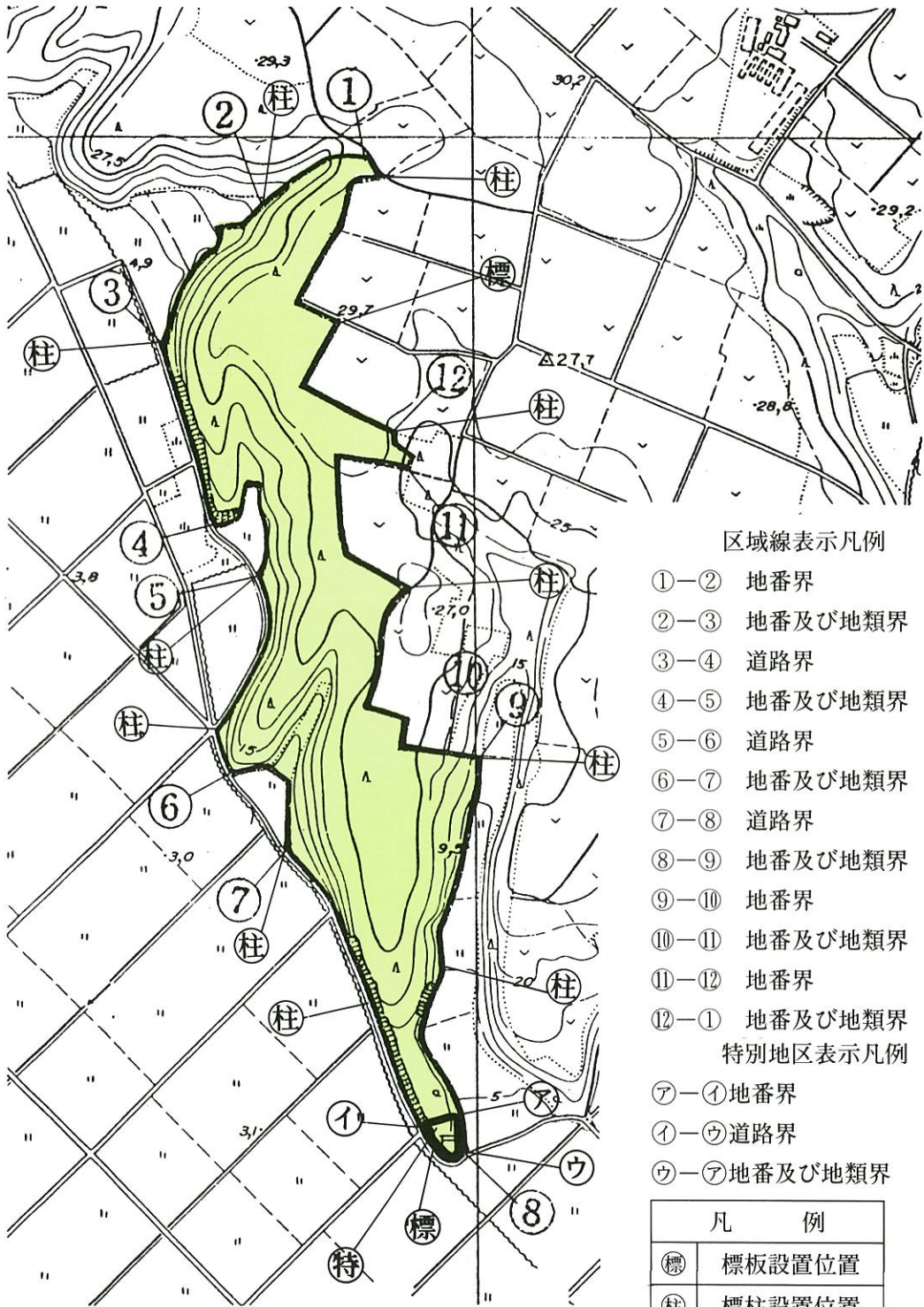
釜上自然環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



釜上自然環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$



区域線表示凡例

- ①—② 地番界
- ②—③ 地番及び地類界
- ③—④ 道路界
- ④—⑤ 地番及び地類界
- ⑤—⑥ 道路界
- ⑥—⑦ 地番及び地類界
- ⑦—⑧ 道路界
- ⑧—⑨ 地番及び地類界
- ⑨—⑩ 地番界
- ⑩—⑪ 地番及び地類界
- ⑪—⑫ 地番界
- ⑫—① 地番及び地類界

特別地区表示凡例

- ア—イ 地番界
- イ—ウ 道路界
- ウ—ア 地番及び地類界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置